



各位

2022年11月14日

会社名 株式会社アミファ
代表者 代表取締役社長 藤井 愉三
(コード番号：7800 スタンダード市場)
問合せ先 執行役員 経理部長 川上 康夫
(TEL 03-6432-9500)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款一部変更の件」を2022年12月19日開催予定の当社第52期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、以下の通り所要の変更を行うものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めるため、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新設するものです。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものです。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されましたので、現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除されるものといたします。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第3章 株主総会 <u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> <u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、</u>	第3章 株主総会 (削除)

<p><u>法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(附 則)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の 内容である情報について電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(附 則)</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u></p> <p><u>第 2 条 現行定款第 15 条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) の削除および変更案第 15 条 (電子提供措置等) の新設は、会社法の一部を改正する法律 (令和元年法律第 70 条) 附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行日である 2022 年 9 月 1 日 (以下「施行日」という) から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 15 条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3 本条は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日にこれを削除する。</u></p>
--	--

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 12 月 19 日 (予定)

定款変更の効力発生日 2022 年 12 月 19 日 (予定)

以上